

（労働争議の実情調査）

第40表 実情調査の開始事由

年次	総数	争議行為の予告通知（労調法37条）	争議行為提出（労調法第9条）	争議行為の実施	調整事件の アフター・ケア	その他
2	28 (28)	28 (28)				
3	22 (22)	22 (22)				
4	28 (28)	28 (28)				
5	33 (33)	33 (33)				
6	33 (33)	33 (33)				

注：（ ）は公益事業に係るものの再掲

第41表 実情調査と争議行為との関係

年次	総数	電気業	鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	医療業
2	32 (5)	1		15 (3)	3	13 (2)
3	22 (10)			7 (2)	3	12 (8)
4	28 (1)	1		11 (1)	6	10
5	33 (0)	1		17	3	12
6	39 (1)	1		18 (1)	3	17

注：1 （ ）は争議行為を実施したものの再掲

2 繰越事件は終結した年を含む。

第42表 実情調査の終結状況

年次	総数	争議の解決			調整への移行			調査の打ち切り			翌年へ 繰越し
		A	B	C	A	B	C	A	B	C	
2	32	19						7			6
3	28	11						10			7
4	35	23						8			4
5	37	28						3			6
6	39	35						3			1

注：程度A—実情把握のため接触を保ち交渉の推移を見守ったもの。

B—交渉進展のため助力したもの。

C—交渉の仲立ちをし争議を解決に導いたもの。